

『管子』外言類の法思想について

横山, 裕
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/18124>

出版情報：中国哲学論集. 17, pp.18-34, 1991-10-10. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

『管子』外言類の法思想について

横 山 裕

はじめに

筆者は先に「『管子』経言類の法思想について」に於いて、これまで未発達とされてきた経言類の法思想を、法に通じる基準としての令が経言類に説かれていることと、一部の資料ではあるが後世の法思想と経言類の法思想とが一致することを指摘して、一概には未発達とは言いきってしまえないことを明らかにした。経言類の成立時期と韓非の生きた時代とを考えた時、韓非が「管の法」といって『管子』の法思想の基本認識と見なしたのは、恐らく経言類であったと思われる。本稿では、その経言類の法思想が本当に『管子』の法思想の基本認識となりうる否かの確認を『管子』外言類と比較することによって試みてみたい。

外言類は『管子』八類のなかで経言類に次いで位置する。成立年も経言について古いと考えてよく、おおよそ戦国期後半から奏或は漢初期までに、五輔篇、宙合篇、樞言篇、八観篇、法禁篇、思令篇、法法篇、兵法篇の八篇が成立したと考えられる。この八篇はいずれもそこで説かれる思想が多種多様で、一家の思想として収束できるものではない。これは、経言類と共通することであり、外言類が経言類を襲うものであることの現れでもある。そもそも、外言類の「外」は次の内言類の「内」に対して言われるものではなく、経言類の「経」に対して名付けられたものであると指摘されるように、外言類は経言類を踏まえて論が展開されている。したがって、外言類で展開される論の起点は経言類にあるといつてよく、外言類は経言類でなされた主張の理論的な強化や反省を加えたりする役割をはたすものといえよう。外言類の主張は経言類よりも当然理論的には発達したものである。そこで、経言類での主張と外言類のそれとを比較検討すれば経言から外言へと推移するうえでの思想の変化を明らかにすることが出来、また、対照した

結果、兩類の法思想にさしたる差異がなければ、經言類の法思想が『管子』の法思想の基本認識たることが明らかにされると思う。經言類の法思想と比較検討を行うために、まずは外言類の法思想について明らかにしたい。

一

經言類では直接法の術語が用いられる記述は数える程しかなく、たとえば七法篇や版法篇のように篇名に法の語を有している篇でも法を主題とした論の展開はなされていない。ところが、外言類になると法という言葉は八篇すべてに見ることが出来て、それだけ法についての議論が進んだことが窺える。なによりも、外言類には法を専論とする法法篇がある。そこで、外言類の法思想の概要を窺う意味で法法篇の法思想についてみてみる。

法法篇は冒頭でまず、

「不法法、則事母常。法不法、則令不行。令而不行、則令不法也。」

といて、法を国家において「常」なるものとして確立することを主張する。この時、法を提唱したのではなく「法を法と」する事を言っていることから法そのものは既に在ったといえる。これは、おそらく經言類で提唱された法が、十分確立していなかったことの反省であろう。法を政治的手段として提唱したのはいいが、それが本当に政治社会で認知され確立されていなければ法はないに等しく、法の目的である令の保証が行われないことを指摘するものである。法法篇の論はこの反省を起点として展開される。そして続けて、

「法而不行、則修令者不審也。審而不行、則賞罰輕也。重而不行、則賞罰不信也。信而不行、則不以身先之也。」

といて、法が確立されてもそれが執行されない事態を引き起こす理由として、官僚、刑罰、君主の各々好ましくない状態を明らかにしている。法はこれらと密接に関係して存在することがわかる。

そこで、法法篇の法思想を法自体、それと賞罰、君主、官僚との関係から個別的に見ていくことにする。

まず、法がいかなる目的で説かれているかと言え、これは、冒頭の記述からわかるように、令の根拠を政治的に確立することによって令の履行を保証することである。

「使民衆為己用奈何。曰、法立令行、則民之用者衆矣。法不立令不行、則民之用者寡矣。」

「計上之所以愛民者、為用之愛之也。為愛民之故、不難毀法勵令、則是失所以愛民矣。」

ここで法は令と並称され、人民を国家のために利用する手段であると言われている。法は令の履行を確実にし、それにより国家利用のための人民統制を行うものである。

続いて、法のあり方についてであるが、法法篇でこれについて関係する記述は概ね、

「號令已出、又易之、礼儀已行、又止之、度量已制、又遷之、刑法已錯、又移之。如是、則慶賞雖重、民不勤也。殺戮雖繁、民不畏也。故曰、上無固植、下有疑心、国無常經、民力必竭、数也。」

「故法之所立、令之所行者多、而所廢者寡、則民不誹議。民不誹議、則聽從矣。法之所立、令之所行、與其所廢者鈞、則国母常經。国母常經、則民妄行矣。法之所立、令之所行者寡、而所廢者多、則民不聽。民不聽、則暴人起而姦邪作矣。」

「故曰、令重於宝、社稷先於親戚、法重於民、威權於爵祿。故不為重宝輕號令、不為親戚後社稷、不為愛民枉法律、不為爵祿分威權。故曰、勢非所以予人也。」

という記述で、法が国家の基準として確立され、安定が保証されなければならないことが窺える。これは、経言類で説かれた「令」のあり方と共通する。

次に、法と賞罰についてみてみる。法法篇で主張される賞罰の目的は、

「爵不尊、祿不重者、不與凶難犯危。以其道為未可以求之也。」

「夫以愛民用民、則民之不用明矣。夫善用民者、殺之危之、勞之苦之、飢之渴之。用民者、將到之此極也。而民母可與慮害己者。」

といて、人民利用の手段として語られている。人間は奉仕や愛情だけでは国家の為には働かない。このような利益を求め危害を避けようとする人間の性情を巧みに利用するために、賞罰を用いようというのである。このような人間観は韓非のそれと共通するものである。^④

経言類において賞罰は令に付随して説かれていたが、法法篇においても賞罰は令に付随して説かれている。

「令未布、而民或為之、而賞從之、則是上妄予也。上妄予、則功臣怨。功臣怨、而愚民操事於妄作。愚民操事於妄作、則大乱之本也。」

「令未布、而罰及之、則是上妄誅也。上妄誅、則民輕生。民輕生、則暴人興、曹黨起、而乱賊作矣。」

つまり、令がまだ公布されていなければ、賞罰は執行されてはならない。あくまで賞罰は令に付随し規定されているものであり、然る後に令の履行を保証しうるものである。賞罰は令に付随するが、このことは確実になければならぬ。そうでなければ、

「令已布、而賞不從、則是使民不勤勉、不行制、不死節。民不勤勉、不行制、不死節、則戰不勝而守不固。戰不勝而守不固、則國不安矣。」

「令已布、而罰不及、則是教民不聽。民不聽、則強者立。強者立、則主位危矣。」

と云って、令の目的である人民の利用がなされず、たとえば戦争などでは国家在亡に影響する。そしてさらに為政者としての地位が脅かされることになる。また、

「猛毅之君者、輕誅。輕誅之流、道正者不安。道正者不安、則在能之臣、去亡矣。」

といい、賞罰の基準が確立してなければ優秀な人材の確保も難しくなる。こう考えると、賞罰は令の履行を保証するものであるが、そのためには、令に確実に規定されなければならない性質を有すると言える。

法法篇の賞罰の特徴についてみてみると、賞についてそれを特徴付けるような記述は見ることが出来ない。一方、刑罰についてはその執行に恩情の介在を許さない厳罰主義の姿勢を特徴として見ることが出来る。

「民毋重罪、過不大也。民毋大過、上毋赦也。上赦小過、則民多重罪。積之所生也。故曰、赦出、則民不敬、惠行、則過日益。」

「惠赦加於民、而囹圄雖実、殺戮雖繁、姦不勝矣。故曰、邪莫如蚤禁之。」

「凡赦者、小利而大害者也。……毋赦者、小害而大利者也。」

このような厳罰主義的な政治的態度は必罰を行おうとするものであり、刑罰を執行する際の規定となるものである。したがって、このような厳罰が法として定義される。

「文有三侑、武母一赦。患者多赦者也。先易而後難、久而不勝其禍。法母赦者也。先難而後易、久而不勝其福。故患者、民之仇讎也。法者、民之父母也。」

この記述で法が嚴罰を規定するものとして明言されている。同時に嚴罰が国家的繁栄をもたらし、その結果人民もその恩恵に預かることから嚴罰を規定する法を人民の父母であるとも定義している。

賞罰は令に付随して人民を国家のために利用するための手段である。賞罰の令への付随は絶対でなければならぬ。刑罰に限ってみると特徴として嚴罰主義を見ることが出来、この嚴罰主義は法として定義されるものである。

次に、君主と法について考えてみたい。

法法篇では、君主が法に束縛されることを法の政治的な必要性から主張する。

「規矩者方圓之正也。雖巧目利手、不如拙規矩之正方圓也。故巧者能正規矩、不能廢規矩而正方圓。雖聖人能生法、不能廢法而治國。故雖有明智高行、倍法而治、是廢規矩而正方圓也。」

政治には法という客観的な基準が必要であり、この法を用いなければ政治はうまく行われない^⑥。これは法が令の履行を保証しているからに他ならない。このために、君主は令の履行を保証するための法に束縛されるのである。この理由以外に、法法篇にはいま一つ令が君主を束縛する理由が説かれている。

「一曰、凡人君之德行威嚴、非獨能盡賢於人也。曰、人君也。故從而貴之、不敢論其德行之高卑、有故。為其殺生急於司命也。富人貧人、使人相畜也。人主操此六者、以畜其臣。人臣亦望此六者、以事其君。君臣之會、六者為之媒。……六者在臣、則主蔽矣。主蔽者、失其令也。」

君主が他の人間と能力的に差異がなくても君主として君臨でき、またそれに人民が服従する理由は、君主が人民の生死・貧富・貴賤を操れる存在だからである。君臣関係はまさにこの君主が六つのものを操ることで形成されているといえる。この六つのものを君主が操りうる理由が令なのである。君主は令によって君臨しうる。だから、君主にとって令は人民利用の手段である以前に自分自身の存在を保証するものなのである。このことは、令を君主にとっての「大宝」といっていることで明確に知ることが出来る。

「故曰、令入而不出、謂之蔽、令出而不入、謂之壅、令出而不行、謂之牽、令入而不至、謂之瑕。牽瑕蔽壅之事君

者、非敢杜其門而守其戸也。為令之有所不行也。此其所以然者、由賢人不至而忠臣不用也。故人主不可以不慎其令。令者人主之大宝也。」

君主にとって令は国家目標を達成するための手段であると同時に自分自身の存在を保証するものである。それで令が保証される必要が生じるわけであるが、この役割を果たすものが法である。したがって、君主は法に束縛されることになるといえよう。

以上の理由で君主の行動は法の枠内で行われることになり、その限りにおいて令の履行が保証される。では、法は君主の行動をどのように規制するのか。その具体的な内容についてみてみる。

「君有三欲於民。三欲不節、則上位危。三欲者何也。一曰、求。二曰、禁。三曰、令。求必欲得、禁必欲止、令必欲行。求多者、其得寡。禁多者、其止寡。令多者、其行可。求而不得、則威日損。禁而不止、則刑罰悔。令而不行、則下凌上。故未有能多求而多得者也。未有能多禁而多止者也。未有能多令而多行者也。」

「故置法以自治、立儀以自正也。故上不行、則民不從。彼民不服法死制、則國必亂矣。是以、有道之君、行法修制、先民服也。」

「明君不為親戚危其社稷。社稷威於親。不為君欲變其令。令尊於君。不為重宝分其威。威貴於宝。不為愛民虧其法。法愛於民。」

先ず一つは、君主は政治的に色々な欲求を持っているが、それは自制されなければならない。即ち、令や刑罰などは、明言はされていないが、執行されるための数的な限界があり、それを越えてはならない。二つには自分が率先して人民に法に従わなければならないことを示さなければならぬ。三つには自分の欲求や感情で令や刑罰を変更したり、政治を私物化してはいけない。私物化しないということは即ち法に従うということなのである。君主と法について総括すると、両者の関係は令を媒介として説明される。君主にとって令は政治的な手段であると同時に自己の存在を保証するものであった。令はまさに「大宝」である。この令を「大宝」たらしめる根拠となるものが法である。令は法に規定されてこそ令として確立される。したがって、君主は「大宝」たる令を確立させるために自らの行動を法の枠内で行わなければならないのである。

君主の行動が法の枠内に制限されることに通じることであるが、官僚と法の関係についてみてみたい。

法法篇では直接、法と官僚とを結びつけた論はみられない。官僚について頻繁に説かれていることは、政治をうまく行うためには、君主が有能な人材を登用し能力や功績に応じて正しく評価しなければならないということである。

「聞賢而不挙殆。聞善而不索殆。見能而不使殆。」

「賢者食於能、則上尊而民從。闘士食於功、則卒輕患而傲敵。上尊而民從、卒輕患而傲敵、二者設於國、則天下治、而主安矣。」

「一曰、賢人不至、謂之蔽、忠臣不用、謂之塞。」

經言類での官僚についての記述も有能な人材と適材適所の人事に終始しており、直接、法で官僚を具体的にどのよう規定するのかについての論はみることができない。これは、官僚を君主とともに政治を行う相手とみなすことによるが、法法篇でもこの認識が引き継がれているといえよう。

以上、法法篇で法について見てきたが、そこでは先ず、法を政治的な基準として確立することから論及が行われ、ついで法と令との関連付けが積極的に行われている。具体的には、法を令の根拠として政治上に確立し、それによって令の履行を保証しようというものである。そこで、令の履行を保証する手段の刑罰が嚴罰主義的に法として規定されたり、令を政治的手段とする君主の行為が令の履行のために規制されることが主張されるのである。

二

外言類は、八篇からなる集まりであるが、前章で法法篇を考察した。そこで、本章では残りの五輔篇、宙合篇、樞言篇、八觀篇、法禁篇、重令篇、兵法篇で説かれる法について考察を進めることにする。この七篇は法法篇のように法が議論の核とはなっておらず、諸々の議題で論が展開されている。しかしながら、どの篇にも法という言葉は見ることが出来て、外言類でなされるどんな議論にも法が係わっていることを示している。それほど法は不可欠なものとして一般的になっていたと言える。

さて、そこで法についての記述を拾ってみると、

「諫臣死而諛臣尊、私情行而公法毀。」

(八観篇)

「君壹置其儀、則百官守其法、上明陳其制、則下皆會其度矣。君之置其儀也不一、則下之倍法而立私理者必多矣。」

(法禁篇)

「君不能審立其法、以為下制、則百姓之立私理而徑於利者必衆矣。」

(法禁篇)

とあって、法は政治的に私的なものに相對する公的なものとして説かれている。公と私との對立する概念をはっきりと示して、私を排斥しなければならぬとする主張は、個人的な基準と國家的な基準は相反するものという考えに立脚し、社会的な基準を個人的な水準ではなく國家的な水準で確立することを志向するものである。これは、逆に法を社会的な公として示すことにより、法に政治における正当性を与えようとするものである。

また、法と令との関連も窺える。

「上令輕、法制毀、則君母以使臣、臣母以事君矣。」

(八観篇)

「置法出令、臨衆用民、計其威嚴寬惠之行於其民、與不行而害民、而興廢之國可知也。法虛立而害疎遠、令一布而不聽者存、賤爵祿、而母功者富。然則衆必輕令、而上位危。」

(八観篇)

といて、法と令とを並べて言い、法を令の根拠としている様が窺える。

法のあり方については、

「卿官母法制、百姓羣徒不從。」

(八観篇)

「故有國之君、苟不能同人心、一國威、齊士義、通上之治以為下法、則雖有廣地衆民、猶不能以為安也。」

(法禁篇)

「交於利通、而獲於貧窮、輕取於其民、而重地於其君、削上以附下、枉法以求於民者、聖王之禁也。」

(法禁篇)

と云う記述から、法は君権を確立し、中央だけでなく地方にも周知され政治的な基準として確立してなければならぬ。

続いて、経済、賞罰、君主、官吏と法との関連はどう説かれているか見てみる。

経済について多く言及されているのは、国力が農業を中心とした経済力に比例すると認識されていることに因る。

「行其田野、視其耕芸、計其農事、而飢飽之国可以知也。」

(八観篇)

「行其山澤、觀其桑麻、計其六畜之産、而貧富之可知也。」

(八観篇)

「計敵與、量上意、察国本、觀民産之所有餘不足、而存亡之国可知也。」

(八観篇)

そこで、為政者たる君主は、執政上の柱として、法による人民統制と同時に農業に努めなければならない。

「帝王者、審所先所後。先民與地、則得矣。」

(樞言篇)

「彼民不足以守者、其城不固。民飢者、不可以使戰。民散而不収、則国為丘墟。故曰有地君国、而不務耕芸、寄生之君也。」

(八観篇)

農業に努めず経済的な蓄積がなければ、

「民母餘積者、其禁不必止、衆有遺苞者、其戰不必勝、道有損瘠者、其守不必固。故令不必行、禁不必止、戰不必勝、守不必固、則危亡隨其後矣。」

(八観篇)

と言つて、刑罰が機能しなかつたり、軍事力の低下につながることを指摘している。したがって、農業を促進させるために、農業を妨げるものを排斥することに努めなければならない。このとき、排斥の根拠となるものが法なのである。

「今、工以巧矣、而民不足於備用者、其説在玩好。農以勞矣。而天下飢者、其説在珍怪方丈陳於前。女以巧矣。而天下寒者、其説在文繡。……古之良工、不勞其知巧以為玩好。是故、無用之物、守法者不先。」

(五輔篇)

法に従つて行動する者によつて、農業を阻害する要因は排斥されると説いている。これから考えると、法は農業を柱とする経済を保証する役割を果たしていると言えよう。

次に、賞罰についてみてみる。

賞罰は、社会的に明らかで確実に執行されなければならないとされる。

「明賞不費、明刑不暴。賞罰明、則徳之至者也。故先王貴明。」

(樞言篇)

「良田不在戦士、三年而兵弱。賞罰不信、五年而破。上賈官爵、十年而亡。」
(八観篇)

確実な実行の際の基本認識は、国家に有用なものは確実に賞し、そうでないものは確実に刑罰の対象とする信賞必罰である。

「多忠少欲智也。為人臣者之廣道也。為人臣者、非有功勞于国也、家富而国貧、為人臣者之大罪也。」
(樞言篇)

「用不稱其人、家富於其列、其祿甚寡、而資材甚多者、聖王之禁也。」
(法禁篇)

「聖王之治民也、進則使無由得其所利、退則使無由避其所害、必使反平安其位、樂其羣、務其職、營其分、而後止矣。」
(法禁篇)

そもそも、賞罰は人民を国家の用に使役する為のものであるから、国家に有用か否かを基準にして賞罰が確実に執行されなければ、

「功多為上、祿賞為下、則積勞之臣、不務尽力。治行為上、爵列為下、則豪華材臣、不務竭能。便辟左右、不論功能而有爵祿、則百姓疾怨非上、賤爵輕祿。金玉貨財、商賈之人、不論志行而有爵祿也、則上令輕、法制毀。権重之人、不論才能而得尊位、則民倍本行而求外勢。」
(八観篇)

「百姓疾怨非上、賤爵輕祿、則上毋以勸衆矣。」
(八観篇)

といって、民衆に怨みを買うことになり、且つ法や令が機能しなくなったりして政治的混乱が生じ、人民を国家のために使役することが出来なくなる。こういった事態を引き起こさないために、

「毒而無怒、此言止忿速濟没法也。……夫行忿速遂没法、則廢。」
(宙合篇)

「乱国之道、易国之常、賜賞恣於己者、聖王之禁也。」
(法禁篇)

「朝無政則賞罰不明。賞罰不明、則民輕其生。」
(兵法篇)

といって、賞罰は君主のみが行使することを確実にして、そしてその君主が、恣意的ではなく法に従って賞罰を行わなければならないと説いている。また、

「禁罰威嚴、則簡慢之人整齊。……明君在上位、刑省罰寡。非可刑而不刑、非可罰而不罰也。」
(八観篇)

といって、刑罰を厳しくすることにより国家にとって有害な要因を排除することも説かれている。ところが、この嚴

罰主義的な考えとは逆に、

「薄徵斂、輕征賦、弛刑罰、赦罪戾、宥小過、此謂寬其政。」

(五輔篇)

とも説かれていて、『管子』思想特有の複雑な様相が刑罰に關しても窺える。

君主が賞罰を執行する際に法に従わなければならないとされる根拠の一つは、

(宙合篇)

「定而履、言處其位、行其路、為其事、則民守其職而不乱、故葆統而好終。」

と云って、君主の行為が人民の規範となることが挙げられる。つまり、君主が法を人民に遵守させたければ、先ず自ら法を遵守していることを人民に示さなければならないのである。そこで、政策の決定も君主の恣意的には出来ないものとされる。

(八觀篇)

「請謁得於上、則黨與成於下。」

また、経済的な繁栄に政治は立脚するという認識から、君主の欲望は規制されなければならず、君主が浪費して人民の怨みを買うことにより政治的不安を生じてはならないとも言われている。これから考えると、為政者たる君主の行為は、政治的な面と経済的な面とで規制されていると言える。

次に、官僚についてみてみる。

官僚や官僚制度については、

「上下乱、貴賤争、長幼倍、貧富失、而国不乱者、未之嘗聞也。」

(五輔篇)

「左操五音、右執五味、此言君臣之分也。君出令佚、故立于左。」

(宙合篇)

「君臣各能其分、則国寧矣。」

(宙合篇)

と云って、君主と臣下の分が確立されなければならないとする。あくまでも、君主を頂点とした政治機構でなければならないと説いている。その上で、君主は有能な人材を確実に登用し能力に応じて任務を与え、功績に見合った評価をしなければならない。

「君擇臣而任官、則事不煩乱。」

(五輔篇)

「举賢良、務功勞、布德惠、則賢人進。」

(五輔篇)

「此言君臣之所任力無妄也、而無所不得。得而力務財多。」

(宙合篇)

官僚は實際の政治の担い手であり、人民と直接接する存在である。そこで、官僚が正しくなく人民の手本とならなければ、

「修行、則不以親為本、治事、則不以官為主、拳母能進母功者、聖王之禁也。」

(法禁篇)

「野無吏、則無蓄積。下怨上則器械不功。」

(兵法篇)

と云って、政治的にも経済的にも国家にとって好ましくない状態になると指摘している。官僚を人民の行為の模範とみなす認識は、経言類には見られないものである。

以上外言類で法法篇を除く七篇で説かれる法についてみてきた。そこで次に前章で明らかにした法法篇の法思想と併せて考察を行い外言類に共通する法思想を明らかにしたい。そうして明らかになった外言類の法思想と経言類の法思想との比較検討を行いたい。

三

外言類の各篇が極めて恣意的に輪を展開するなかで、法の言葉は八篇すべてに見ることが出来、各篇で法は政治に係わるあらゆる事柄と関連づけられて説かれている。このことは、法が政治を議論する際に必要不可欠な要素として強く認識されていたことを示している。では、外言類は政治と法とを結び付けることによって何を志向したのであるうか。前章までに見てきた法思想を整理することによって明らかにしてみたい。また同時に、外言類の法思想の特徴について考え、経言類の法思想との比較を行いたい。

外言類では、積極的に法と令とを関連付け、そして法を令の根拠としていた。政治的な役割は、人民を農業に向かわせる事を主とする国家による人民利用の手段である。法がこのような手段として説かれるのは、農業を中心とした経済的繁栄が国力の強弱に係わるという認識に因るものである。具体的には、農業を促進する要因を増し且つ障害する要因を排除することであり、それは賞罰の活用として説かれる。そこで、法は賞罰を規定するものとして説かれ、

この規定は、信賞必罰であり、敵罰主義である。以上の如き法は国家の基準として確立され極力安定するものでなければならぬ。これは、法を社会的な公と位置づけて、法に社会的基準としての正当性を与えることによって図られる。つまり、法は令の根拠となるものであり賞罰の規定であった。社会的には、公と位置づけられていて、それにより確立と安定が保証されるものである。

外言類では法と関連して令や賞罰や君臣関係などの政治的なことが多く言及されている。令は、人民を利用する直接的な手段であり、その実行力のために賞罰が付随する。そこで、令の履行を確実にするために信賞必罰が要求される。また、令の履行は、国家目標の達成を意味するだけでなく、君権の確立を行うものとして認識されている。賞罰は、令に付随して令の実行力となるものであり、その意味で人民利用の手段である。そこで、信賞必罰が要求され、それは君主の行為も規定するものである。君主は、為政者として令の履行を確実にすることと令が自らの権威を作るものであるとの理由から、令の履行のためには自らの行動を恣意的には出来ないように規定される。官僚は職責、職分を遵守し実行するものだけが評価される。君臣関係について言えば、これは絶対であり君主を頂点とした政治機構が確立されなければならないと主張される。

以上、これらの令、賞罰、君臣関係等の政治的なものと法との関係について考えると、すべて法に捕捉され規定されていることがわかる。令の根拠、信賞必罰、君権の確立、君臣関係等その規定の論拠を遡ってみるとすべて法に至る。例えば、君権の確立が令の履行に拠り、令の根拠は法であり、令の履行は賞罰に拠り、賞罰の実行は信賞必罰に拠り、これは法に規定されるというように。このように、政治的なものが法に規定され集約される外言類の法思想はいつたい何を意味するのであろうか。

それは、法を中心とした社会秩序を国家的に確立させようという試みから生じたものではないだろうか。法法篇は、法を論じる第一が「法を法とする」ところから始められている。これはまさに、外言類においては社会的な秩序が法によって確立されることが議論以前に決定されていたことを示している。つまり、外言類の法思想は、あらゆる社会的政治的要素に必要とされる事柄が帰納的に集約されて生じたものではなく、はじめに「法ありき」なのである。外言類の法思想は法を前提として演繹的になされるものである。したがって、国家的社会的に下位から政治的上位へと

議論が積み上げられて秩序が言われるのではなく、上意下達的に社会的秩序が論じられる。それが、法を公と定義したことである。法を公と定義することで、法は国家の基準として社会的存在の正当性と安定を保証される。また、同時に法以外のものを私として排斥する正当性も保証される。法を公として政治的範疇の最上位に位置づけることによってその範疇のものすべてを規定することが可能となる。つまり、外言類の法思想は、政治的上位に法を公として位置させ、その法を下位に被せて社会的秩序として確立させようとするものといえよう。

外言類で、上位での秩序を確立させ、それによって下位を規定しようとする姿勢は、行政機構即ち君臣の分の確立に関して、法にその根拠を保證された令についてから窺える。外言類で令は、具体的な政策として説かれると同時に君権の確立を図る役割を担うものとして説かれている。君権の確立が説かれる理由は、君主を頂点とした政治機構を政治的秩序として確立することを目的としてである。これも、まず行政機構の最上位である君権を確立し、それを下位へ拡大し被せていくことによって行おうとするものである。

このことから考えても、外言類がいかに上位から下位を覆うかたちで秩序を確立させようとしていたのかがわかる。つまり、外言類で、法と政治的範疇の存在すべてとを結びつけて議論することによって志向されたものは、政治的秩序の確立であった。そしてそれは、上位を確立して下位へと押し広げ被せていくという手段で進められることが特徴といえよう。

さて、このように政治的秩序を上位で確立させ、それを根拠として下位へ押し広げていこうとする外言類の法思想と経言類の法思想との関係についてみてみたい。両類の法思想の特徴を一言で言えば、帰納の経言類、演繹の外言類ではないだろうか。経言類では経済的な繁栄や現実の政治がよりうまく行われること等の現実重視の考えが根底にある。そこで、具体的な政策である訓令・禁令である令が頻繁に言及された。その令が実際に履行されるために令に賞罰規定が付随したり、官僚人事の整備、君臣関係の確立等が言われるようになった。ここで、本来現実在即した具体的な政策であった令に規定・基準としての意味が生じた。それが基準としての令であり、更に基準としての意味が普遍的的一般的になって、法として提唱されるまでに到った。ここまでは、経言類の法思想である。現実在即した政治的要求をうまく消化していくための一つ一つの所以が集約されて法に到ったのである。この過程はまさに帰納的である。

外言類は、經言類を踏まえて論が展開されるが、結論的に言うならば、經言類と同じ過程で法を説くのではなく、經言類とはまったく逆の過程で法を説いている。外言類では、法が議論によって提唱されるのでなく、法が前提となつて議論が行われるのである。即ち、經言類で提唱された法を国家的社会的政治的秩序として最上位に確立させることから説き、そうしたうえで下位へ議論を拡大させていくのである。このため、法を秩序として最上に位置づけるために、經言類ではほとんど見ることの出来なかつた法を公とする主張が外言類では積極的になされることになるのである。行政機構の議論で考えると、やはり經言類では見ることの出来なかつた令を君権を確立するものとする主張がこれと同じである。このように上位を根拠にして下位へ議論を拡大していく様は、まさに演繹的といえよう。

經言類と外言類との法思想について総括すると次のように言える。国家的社会的政治的要求の達成という現実重視の考えから帰納的に導き出されたものが經言類の法思想であり、その法思想を前提にそれらの要求を達成させようとしたものが外言類の法思想である。この違いから、外言類では、經言類の法を議論の前提として確立するために法を公としたり令を君権の根拠としたりする新しい法思想が言われるようになったといえる。しかしながら、經言類と外言類とでは法の目的である政治的・要求の根拠にある認識は実は変わっていない。それは、經濟的繁栄が国家的繁栄の条件であるという認識である。經言類・外言類の両類は、説かれ方は帰納、演繹と異なるけれど志向するところは同じである。つまり、經言類と外言類は、法によって經濟的繁栄に立脚した國家的繁栄を実現させようという認識において一致するものであり、そこでなされる法についての議論もその方向性が異なるだけで基本的内容は同じと言える。もちろん、外言類では、先ず前提として法が確立するために公が言われたり、令が君権を確立する等の經言類にはみることのできない法思想が説かれていることは無視できないことである。しかし、これらは、外言類が演繹的論の展開を行うために前提条件を確立させる必要から説かれたものであつて、經言類の法思想を覆したり否定するものではない。むしろ、どちらかと言えば經言類の法思想の理論付けということが出来る。したがつて、外言類の法思想は經言類にない法思想を新たに有するものであるが、法によって志向されること、法によって規定されるもの等は基本的に經言類と同じである。こう考えると、經言類の法思想は、外言類の法思想の基本認識と見なしうるものといえよう。

おわりに

本稿では、經言類の法思想が『管子』の法思想の基本認識となりうるか否かを確認することをねらいとした。そこで、先ず法を専論とする法法篇を考察し、それを他篇と併せることによって外言類の法思想を明らかにした。そうしたうえで、經言類と外言類は、論の方向性が帰納と演繹とで異なり、その為に外言類に新たな法思想がみられたが、両類とも法を手段として志向するものは同じであり、法思想の基本認識は一致することを明らかにしたつもりである。

以上の考察で經言類の法思想が『管子』の法思想の基本認識となりうることの一面が明らかに出来たと思う。一面というのは『管子』の法思想の基本認識は、經言類と外言類の両類で作り上げられている様相を呈しているからである。經言類は、『管子』の志向する経済的繁栄に立脚する国家的繁栄から帰納的に法思想を説き、外言類は法思想をその志向へ向けて演繹的に説いている。この関係は、經言類を表とすると外言類は表の理論を補佐する裏といえる。したがって『管子』の法思想の基本認識は、両類の表裏一体となったものがそうであり、經言類だけでは一面としか言えない。しかしながら、外言類の法思想は、經言類の法思想を前提としてなされるものであり、志向するところが同じであることから、經言類の法思想が『管子』の法思想の基本認識であるといっても大過はないとも考えられよう。

『管子』の「法」思想の基本認識は、經言類と外言類とで説かれる法思想であると考えられるならば、今度はこれが、『管子』の他篇の法思想に演繹できるか否かの考証を経なければならぬ。また同時に、「道法」思想と『管子』の法思想の基本認識との関わりも明らかにしなければならない。外言類では、はっきりと「道法」という言葉がみられることから、「道法」思想を無視して、『管子』の法思想の基本認識は定義できないと思われるからである。これらについては、今後の課題としたい。

[註]

- ① 『管子』經言類の法思想について(中国哲学論集16)
- ② 『管子』外言類の思想については、町田三郎氏「管子の思想—外言類を中心にして—」(『集刊東洋学』第七輯)を参照されたい。
- ③ 金谷治氏『管子の研究』第二章「管子」八類の検討」を参照されたい。

- ④ たとは「夫安利者就之、危害者去之、此人之情也」(姦劫弑臣篇)「民之故計、皆就安利、如辟危窮」(五蠹篇)などがこれにあたる。
- ⑤ 金谷治氏前掲載書第四章「管子」の思想(上)「第四節」法思想」を参照されたい。
- ⑥ 規矩を用いなければ方圓が書けないことを、客観的な基準がなければ政治がうまく行えないとしている例えと同様のものが、『韓非子』姦劫弑臣篇にある。「無規矩之法繩墨之端、雖王爾、不能以成方圓。無威嚴之勢賞罰之法、雖堯舜、不能以為治。」
- ⑦ 「明主在上、道法行於國、民皆舍所好、而行所惡」(法法篇)
- テキストは四部叢刊本と管子纂詁を利用し、適宜、管子集校によって文字を改めた。